

00285

00581

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第三十七號

衛生部設置條例を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

衛生部設置條例

第一條 知事の権限に屬する事務を分掌させるために鳥取縣に衛生部を置く。

第二條 衛生部は次の事務を掌る。

一、保險衛生に關する事項

第三條 教育民生部の事務分掌事項中「保險衛生に關する事項」を削る。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十二月廿二日

外

月 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル) 火金 時ハ翌日

昭和二十二年十二月廿二日 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣公報

公 告

資格審査結果公告第十七號

(自昭和二十二年十二月一日
至昭和二十二年十二月十五日)

昭和二十二年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同年閣令内務省令第一號の規定による鳥取縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け取つたときはこれと取換えるものである。取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう市町村役場に編綴保存する。

昭和二十二年十二月廿二日
外 號

月 曜 日

本書ノ大半サハ國定規格A列5

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は中央公職適否審査委員會事務所又は鳥取縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所において公衆が閲覧できる。
何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができ。

四、結 果

鳥取縣公職適否審査委員會(鳥取市東町鳥取縣廳内)

審査人員數 三六名

非該當決定人員數 三六名

審査を受けた公職及びその氏名

○農地委員會書記

林原 等子 西村 茂子 瀧田 武男

小倉 達男 塚本 邦夫

○村主要公職者

○村普通公職者

高水 寛

○縣任命豫定者

山尾 邦夫
生田 夏雄
加藤 敷馬
林 直道
德志 博康
山田 滋
榎谷 久裕

○縣昇任豫定者

藤田 安次
中瀬 泰忠
山田 利
田中 實
生田 順三
松山 征幸
松永 龍典

○新制中學校事務官

鷲見 博道
田中清太郎
横山 邦夫
中島 直道
桑本 英男
田村 義朗
生田 文祐
石脇 晴雄
澤 貞治
紙本 卓
福永 春二
伊藤 仙造
津村 尙
近藤 龍貞
稻村 孝雄
松本 克己

昭和二十二年十二月廿二日印刷
昭和二十二年十二月廿二日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町